

じゅんかん わかやま

会報

VOL. 50

2023年 8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業資源循環協会

目次

1. ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	会長 松田 美代子	2
② 和歌山県環境生活部	部長 山本 祥生	3
③ 和歌山市市民環境局	局長 上野 美知	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 高垣 栄一	5

2. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会

① 第11回通常総会	6
② 令和5年度事業計画	9
③ 理事会	14

3. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

① 第13回定時総会	15
② 会議報告	15
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟	17
④ 近畿地域協議会	18

4. 行政ニュース

① プラスチックごみ削減に関する県の取組について	19
② 自動車検査証の電子化に伴う提出書類の変更について	20
③ SNSで和歌山県内の清掃活動が見える化「クリーンアップわかやま」	21
④ アスベストの事前調査における資格の義務化について	23
⑤ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です	26
⑥ 土壌汚染対策法について	31

5. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

① 支部研修会	35
② 安全衛生活動	36
③ 県外視察研修	44
④ 第6回親睦チャリティーゴルフコンペ	45
⑤ 第25回クリーンアップキャンペーン	46
⑥ トルコ共和国南東部における地震被害に対する義援金について	47
⑦ 青年部会活動	48

6. 事務局だより・情報コーナー

① 岸本周平県知事への新年挨拶	50
② (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画	51
③ 災害廃棄物処理に対する取り組み	55
④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	57
⑤ 許可期限のお知らせ	58
⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」	59
⑦ 会員ニュース	67
⑧ 新入会員の紹介	68
⑨ 協会への入会の勧誘	69
⑩ 建設業の経営事項審査の加点対象について	70
⑪ 全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	71

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会長 松田 美代子

平素は、協会運営に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

2023年5月8日、新型コロナウイルスは、日本国内で感染症法上「5類」に移行し、「法律に基づいた外出自粛の要請などが無くなる」「感染対策は個人の判断に委ねられる」など、3年余り続いたコロナ対策は大きな節目を迎え、私たちの社会生活も徐々にではありますが活性化してきました。そうした中、6月8日に「和歌山県産業資源循環協会第11回通常総会」を規制なしで開催し、全上程議案を会員皆様にご承認いただくことができました。合わせまして、永年、廃棄物業界の発展に寄与され、各表彰を受賞された皆様方のご功績に敬意を表するとともに、更なるご活躍をご期待し心からお祝い申し上げます。続いて、通常総会後には、講師に森朋子（東京都市大学環境学部准教授）をお招きし「災害廃棄物処理のリアル～地域復興に向けて処理事業者に期待されること～」をご講演いただきました。また、4年ぶりの「懇親会」では、岸本周平知事をはじめ、多くのご来賓や会員皆様にご参加をいただき、盛大で和やかな雰囲気で開催できましたことに深く御礼申し上げます。

さて、協会では、大規模災害発生時における災害廃棄物処理について、和歌山県、和歌山市と「協定」、各市町村と「覚書」を締結しています。和歌山県下では、6月2日に線状降水帯による大水害に見舞われ多くの被害が発生しました。その後も全国各地で、梅雨前線にともなう線状降水帯による河川の氾濫や土砂崩れなどが頻繁に発生し、家屋や田畑、さらには多くの人命までも奪っています。被害に遭われた方々には、謹んでお見舞い申し上げます。こうした被害に遭われた方々が、一日でも早く平穏な生活に戻るには、災害で発生した廃棄物をいかに迅速に処理するかが最優先されます。協会は、こうした時に、事前に行動できる体制を築いておくことが重要だと考え、南海トラフ巨大地震などの未曾有の大規模災害時だけでなく、頻繁に起こっている大規模災害時における「協会体制の強化」「和歌山県、各市町村との日常からの連携」などを目的に、今年度から「災害廃棄物部会」を設置し取り組んでいることを会員皆様に謹んでご報告させていただくとともに、ご協力をよろしくお願いいたします。

国では、世界的な潮流となっている脱炭素、サーキュラーエコノミー社会の構築を大きく取り上げています。大量生産・大量消費・大量廃棄といったリニアエコノミー（線形経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への変革を強く求めており、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、廃棄されていた物（ごみ）まで再生資源として扱い活用し、新たな産業を興し、廃棄の無い社会経済を目指していくという考えで、私たち業界には多大な影響があり、敏感に反応し、遅れることなく対応していく必要があると思いますので会員皆様もご一考願えたらと思います。最後になりますが、暑さ厳しい折、会員皆様には、職場での労働環境や熱中症対策に十分配慮し、日常の仕事を継続していただきますとともに、今後、ますますのご健勝、ご繁栄をご祈念申し上げ機関誌発刊にあたってのご挨拶と致します。

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 山本祥生

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より和歌山県行政、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から、不法投棄防止巡回パトロールの実施や各種講習会の開催による啓発活動などに御協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で台風や豪雨による自然災害が多発しており、本県においても、本年6月の台風第2号の影響による豪雨により、河川氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害となりました。緊急安全確保（レベル5）が海南市、紀美野町、九度山町、広川町の4市町で発令され、住家被害は、18市町で2,961件（全壊8件、半壊27件、一部破損16件、床上浸水892件、床下浸水2,018件）におよび、県内で最大440か所に避難所が開設されました。災害廃棄物の発生量は、6月末の速報値で約4千トンにのぼり、10市町40か所の仮置場に集積され、貴協会員の皆様の御協力もいただきながら、各市町において現在処理が進められているところです。円滑に災害廃棄物の処理が進んでいることに心から感謝申し上げますとともに、今後も貴協会及び関係団体の皆様と連携を図りながら、災害廃棄物の対応力の向上に努めてまいりたいと考えております。

このような自然災害の増加は、気候変動が原因とも言われています。気候変動による影響を少しでも低減させるためには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、森林吸収源対策など社会の脱炭素化を推進していくことが必要です。そのため県では、県内企業の意識醸成を図り、具体的な取組を紹介する業種別脱炭素セミナーの開催や県有施設への太陽光発電設備の設置、公用車への電動車の導入を進めています。

また、循環型社会の実現に向け、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の取組を進めており、令和4年3月に策定した第5次和歌山県廃棄物処理計画では、環境負荷の少ない徹底した資源循環の促進を基本的な方針として示し、食品ロスや海洋プラスチックごみなど新たな課題にも取り組んでいるところです。

地球規模で進む環境問題を解決していくためには、行政や事業者、県民などあらゆる主体が丸となって取り組んでいく必要があります。貴協会員の皆様におかれましても、御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今後も廃棄物の適正処理の推進、循環型社会の構築のために、一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念し御挨拶といたします。

ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 上野美知

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、浜の宮ビーチにおけるクリーンアップキャンペーンや不法投棄防止巡回パトロール、機関誌の刊行や講習会の開催など産業廃棄物の適正処理への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。また、会員の皆様方には、新型コロナウイルスの影響による長い自粛生活や感染症対策等、様々な対応に追われ困難な状況下においても、市民生活に不可欠な廃棄物処理が滞りなく適正に行われたことを厚くお礼申し上げます。

現在、国はSDGsに取り組んでおり、近年は食品ロス問題が注目されています。食品ロスは食品を廃棄するために燃料を消費することによって、二酸化炭素を排出し地球温暖化の原因となる温室効果を助長するだけではなく、本来食べることができた食料を捨てることにより環境資源の無駄遣いにもなり、SDGsにも謳われている飢餓の問題へも繋がります。そのため国においては食品ロス削減推進法や食品リサイクル法等の法整備を行い、食品ロス削減に取り組んでいます。和歌山市としましてもごみ減量アクションプランを策定し、ゴミの減量に努めているところであり、引き続き食品ロスの低減、循環型社会の実現に向けて市民・事業者・行政と三者一体となって協力し、推し進めてまいりたいと思います。

また、この6月には和歌山県北部で線状降水帯が発生し、記録的な大雨により、浸水等の被害が多数発生し、大きな傷跡を残しました。被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。近年は災害級の集中豪雨や地震が増加してきており、災害に対する備えが非常に重要になってきております。当市では災害に強い街づくりに努めているところですが、貴協会とは「災害廃棄物処理に係る協定」を締結させていただいております。今後も今まで以上に連携を密にし、廃棄物の適正処理の推進、災害廃棄物対策など、環境問題の重要性を十分に認識し、循環型社会の核としての役割を担う皆様方と共に、魅力ある和歌山市を創り上げていくため、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部
生活環境課長 高垣 栄一

この春の異動で警察本部生活安全部生活環境課に着任いたしました、高垣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、現在当県警察では、「総合的な環境保全対策」として体制の強化を図っており、警察による積極的なパトロールに加え、和歌山県の各地にお住まいの方を民間ボランティア「紀の国環境モニター」として委嘱するなどして、不法投棄事犯の早期発見に努めているところであります。

これら警察独自の取組と併せて、関係機関とも緊密に連携を図るなど、官民の足並みを揃えた不法投棄事犯の未然防止に努めてきた結果、近年、県下では大規模な廃棄物事犯の認知には至っておりません。

また、平成26年以来、全国の不法投棄事犯は微増傾向にありましたが、令和4年中に限って申し上げれば、全国の廃棄物事犯の検挙件数は5,275件（前年比-497件）と、一昨年と比較して大幅に減少しています。

しかしながら、当県における令和4年中の廃棄物事犯の検挙件数は89件（対前年比+4件）と微増しており、近年の高止まり傾向を鑑みても、環境犯罪の根絶へはまだ道半ばと言わざるを得ない状況であります。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、深刻な健康被害を及ぼすなど、県民生活に重大な影響を与えるものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

県警察と致しましては、県民皆様の安全・安心な暮らしを守るために、これからも関係機関と更なる連携を図りながら、これら事犯の早期把握・未然防止に努め、積極的な取締りを推進していく所存であります。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

2-① 第11回通常総会

令和5年6月8日（木）午後3時より、4年ぶりに山本祥生和歌山県環境生活部長はじめ13名のご来賓の方々にご臨席頂き、第11回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

山本祥生和歌山県環境生活部長、尾花正啓和歌山市長（坂上雅洋産業廃棄物課長代読）、当協会顧問・森礼子和歌山県議会議員、同・秋月史成和歌山県議会議員、同・中村元彦和歌山市議会議員よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、当協会会長表彰では功労者3名、優良事業所5社、優良従事者1名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動3年表彰9社、安全衛生活動優良従事者2名が受賞されました。

総会には175名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、瀧本理事が議長に選任され、令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画（案）・予算（案）について審議され、いずれも承認可決されました。



- 第1号議案 令和4年度事業報告
- 第2号議案 令和4年度決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 令和5年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和5年度収支予算（案）承認の件



山本部長



坂上課長



森県議会議員



秋月県議会議員



中村市議会議員

表彰式では次の方々が受賞されました。(敬称略)

⊗ (一社) 和歌山県産業資源循環協会会長表彰

功 勞 者 表 彰 : 北 敏 彦 (副会長・株式会社吉田組)

須磨 徳裕 (副会長・株式会社吉建)

堀江 佳史 (監事・紀北はしもと法律事務所)

優良事業所表彰 : 株式会社蒲田嵩商店 (田辺市)

有限会社広川 (広川町)

株式会社吉本建設 (和歌山市)

株式会社藤平組 (岩出市)

株式会社環境クリーンサービス (和歌山市)

優良従事者表彰 : 小高 潔 (株式会社和歌山建材リサイクルセンター・和歌山市)

⊗ (一社) 和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動3年表彰 : 株式会社日ノ本組 (和歌山市)

株式会社坂口興業 (和歌山市)

第五工業株式会社 (和歌山市)

株式会社ジャルク (橋本市)

有限会社南クレーン (新宮市)

株式会社関組 (和歌山市)

エヌシー環境株式会社 (和歌山市)

益田工業有限会社 (和歌山市)

株式会社共立建設 (和歌山市)

安全衛生活動優良従事者 : 柏木 清次 (有限会社柏木商店・串本町)

曾和 剛史 (株式会社和歌山建材リサイクルセンター・和歌山市)



総会終了後の講演会では、東京都市大学環境学部環境経営システム学科の森朋子准教授を講師にお招きし、「災害廃棄物処理のリアル～地域復興に向けて処理事業者に期待されること～」と題し、2016年熊本地震、2022年新潟県豪雨等の災害廃棄物処理の事例を交えながら、災害廃棄物処理の現状と処理業者の役割について、わかりやすくご講演いただきました。



引き続き行われた懇親会では、岸本周平和歌山県知事、濱口太史和歌山県議会議員よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



岸本知事



濱口県議会議員



I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や会員による事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と締結した覚書に基づき連携強化に取り組む。

Ⅲ 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
 - ①新規収集運搬課程試験 令和5年8月1日（火）
令和6年2月6日（火）
 - ②更新収集運搬課程試験 令和5年8月1日（火）、2日（水）
令和6年2月6日（火）、7日（水）
 - ③特別管理産業廃棄物管理責任者試験 令和5年8月2日（水）

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場での自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」(令和5年度から5年間)の目標達成に向け、当協会における「令和5年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い情報提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「じゅんかん わかやま」を年2回(1回430部)発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書を紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、(公社)全国産業資源循環連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行う。また、車両表示板や(公社)全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

(公社)全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(2010年度)に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社)全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

本協会の更なる発展のため、青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

◆令和4年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和5年2月15日（水）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 大会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①第11回（令和5年度）通常総会の日程等について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③令和5年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

④令和5年度全産連表彰推薦について

⑤次回理事会の開催日程について

⑥その他

について協議のほか、

10件の報告がありました。



◆令和5年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：令和5年4月27日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 大会議室

（常任理事会は酒直ビル1F協会会議室）

議 案：①第11回（令和5年度）通常総会の上程議案について

②（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④第6回親睦ゴルフコンペ開催について

⑤収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑥クリーンアップキャンペーンの実施について

⑦（仮）産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑧災害廃棄物部会設立について

⑨次回理事会の開催日程について

⑩その他

について協議のほか、

15件の報告がありました。



3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

3-① 第13回定時総会

開催日：令和5年6月16日（金）

場 所：明治記念館・蓬葉の間

出席者：副会長

議 案：第1号議案 令和4年度事業報告並びに令和4年度決算案承認の件
令和4年度監査報告

について承認・可決されました。

<報告事項>

- (1) 令和5年度事業計画に関する件
- (2) 令和5年度収支予算に関する件

なお、令和5年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

令和5年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰では、功労者25名、地方功労者93名、優良事業所23社、地方優良事業所127社、優良従事者177名が受賞されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

地方優良事業所：杉谷産業株式会社

第五工業株式会社

協同組合中紀環境科学

株式会社相互商会

優良従事者：前田 正幸（有限会社ワコー産業）

谷口 和行（有限会社国辰商事）

清水 隆徳（有限会社志場商店）

3-② 会議報告

○第64回理事会

開催日：令和5年1月13日（金）

場 所：明治記念館・相生の間

議 題： <協議事項>

- (1) 令和5年度事業計画事務局素案について

- (2) 令和5年度「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について
- (3) 令和4年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出捐について
- (4) その他

○令和4年度第2回全国正会員事務局責任者会議（web会議）

開催日：令和5年2月3日（金）

出席者：専務理事兼事務局長

議 題：＜報告事項＞

- (1) 令和5年度事業計画素案について
- (2) 令和5年度安全衛生事業方針（案）について
- (3) 令和5年度許可等講習会の業務委託について

○第65回理事会（web会議）

開催日：令和5年3月14日（火）

議 題：＜決議事項＞

- 第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算の決定について
- 第2号議案 令和4年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出損の決定について
- 第3号議案 適正処理推進事業等活動支援金の交付について
- 第4号議案 部会運営委員の選任（交替）について
- 第5号議案 令和5年度表彰選考委員会委員の委嘱について
- 第6号議案 D X E株式会社の賛助会員としての加入の承認について

○第66回理事会（web会議）

開催日：令和5年5月23日（火）

議 題：＜決議事項＞

- 第1号議案 第13回定時総会の開催及び運営について
- 第2号議案 第13回定時総会の提出議案について
令和4年度事業の報告及び令和4年度決算承認の件
並びに監査報告
- 第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

＜協議事項＞

- ・業務主任者試行試験（破碎・選別）の実施に向けた取り組み状況について

○第67回理事会（併：ハイブリッド開催）

開催日：令和5年7月11日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

＜協議事項＞

- ・令和5年度「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」（令和5年11月10日）の開催について
- ・令和6年度予算、税制等に関する要望等について

3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

○第58回理事会（web会議）

開催日：令和5年2月6日

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

議 題：（1）政治連盟第21回代議員会の開催について

（2）政治連盟第21回代議員会提出議案について

第1号議案 令和4年活動報告（案）及び収支決算報告（案）

第2号議案 令和5年活動計画（案）及び収支予算（案）

第3号議案 代議員・理事の変更について

（3）その他

○第21回代議員会（web会議）

開催日：令和5年3月10日（金）

議 題：第1号議案 イ 令和4年活動報告（案）

ロ 令和4年収支決算報告（案）

ハ 令和4年監査報告書

第2号議案 イ 令和5年活動計画（案）及び活動方針（案）

ロ 令和5年収支予算（案）

第3号議案 イ 代議員・理事の変更について

○第59回理事会

開催日：令和5年6月16日（金）

場 所：明治記念館「蓬莱の間」

議 題：（1）令和5年度産業・資源循環議員連盟総会の開催結果について

（2）全国産業資源循環連合会政治連盟の活動報告について

（3）その他

3-④ 近畿地域協議会

○開催日：令和5年2月20日（月）

場 所：スイスホテル南海大阪（大阪府）

出席者：会長、副会長4名、専務理事兼事務局長

議 題：（1）環境省の災害廃棄物対策について

（2）令和5年度（公社）全国産業資源循環連合会功労者表彰及び優良事業所表彰推薦書の提出について

（3）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について

（4）次回開催

開催日時：令和5年7月7日（金）

開催協会：奈良県

（5）その他

○開催日：令和5年7月7日（金）

場 所：奈良ホテル（奈良県）

出席者：会長、副会長2名、専務理事兼事務局長

講 演：カーボンニュートラルと企業向け政策について

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室

室長補佐 藤田 力 氏

議 題：（1）令和4年度 会計報告

（2）令和5年度 公益社団法人全国産業循環連合会功労者表彰及び優良事業所表彰の推薦について

（3）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について

（4）次回開催

開催日時：令和6年1月30日（火）

開催協会：和歌山県

（5）その他

4 行政ニュース

4-① プラスチックごみ削減に関する県の取組について

和歌山県循環型社会推進課

街中で散乱したごみは河川等を通じて海に流れ着き、昨今問題となっている海洋ごみの一因となっています。県では、令和2年4月1日に「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」を施行し、ごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、教育・啓発及び取り締まりを柱とした取組を進めています。

また、昨年度からは県民・事業者・行政が一体となってプラスチックごみ削減に取り組む「わかやまプラスチックごみ削減県民運動」を展開しています。

・わかやまプラスチックごみ削減県民運動

県民の皆様のプラスチックごみ削減の意識を高めるために、「プラスチックごみ削減キャンペーン」を実施するとともに、事業者の皆様へのプラスチックごみ削減の取組を県のHPなどで紹介する「プラスチックごみ削減協力事業者制度」を実施しています。令和5年7月4日時点で、貴協会も含め125の事業者の皆様にご登録をいただいております。

また、県民の皆様へプラスチックごみ問題に少しでも関心を持っていただくため、県庁内にマイボトル専用の給水スポットを設置し、マイボトルの利用促進を図っています。県庁に来られる際には、マイボトルを持参いただき、是非給水スポットを御利用ください。

・教育啓発、普及活動

県内の学生や地域団体の皆様を対象とした出前講座を随時実施しています。また、昨年10月には、観光地として人気の高い友ヶ島で、海洋プラスチックごみ問題について理解を深め、環境保全に対する意識を高めるためのイベント「友ヶ島クリーンアップ大作戦」を実施しました。

・わかやまごみゼロ活動応援制度

ごみの散乱の防止についての県民の皆様への意識の高揚とともに、県民及び県内事業者の皆様への自主的な清掃活動の促進を目的として本制度を制定しました。この制度は、県民及び県内事業者の皆様が行う街頭清掃などを「わかやまごみゼロ活動」として県が認定し、その清掃活動を支援するものです。令和5年6月21日時点で、貴協会の不法投棄防止巡回パトロールやクリーンアップキャンペーンの活動を含め、47団体108活動を認定しています。会員の皆様が社会貢献活動として街頭清掃等をされる際には、是非、わかやまごみゼロ活動の申請をお願いします。

・取り締まり

この条例により、和歌山県では環境監視員によるごみの散乱防止のためのパトロー

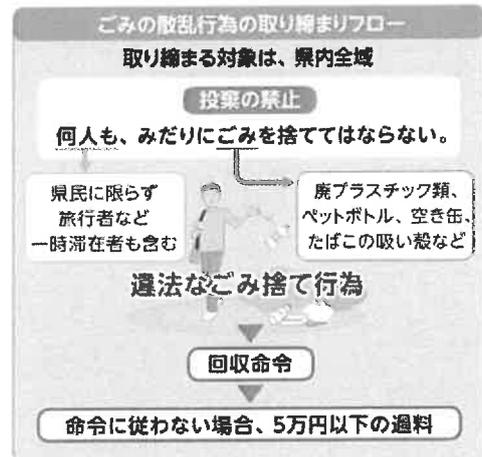
ルを実施しています。

環境監視員がたばこのポイ捨て等のごみの散乱行為を発見した場合は、指導取り締まりを行っています。

具体的には、違反者に対し、その場で回収命令を出し、この命令に従わなかった場合は、最大5万円の過料が科せられます。

罰則規定が施行された令和2年10月1日から令和5年6月30日において、口頭指導735件、書面による回収命令1件、過料徴収は0件となっています。

県では、和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づき様々な取組を進め、より一層きれいな和歌山を目指します。会員の皆様の御協力をお願いします。



* 詳しくは、和歌山県循環型社会推進課のホームページを御確認ください。



4-② 自動車検査証の電子化に伴う提出書類の変更について

和歌山県循環型社会推進課

令和5年4月1日より、自動車検査証（以下「車検証」）の電子化が始まりました。

今後、産業廃棄物収集運搬業新規許可申請や車両の変更届出等において、車検証を添付する場合は、次の書類を提出してください。

<車検証が電子車検証の場合>

- ・自動車検査記録事項の写し（車検証の写しの添付は不要）

<車検証が紙の場合>

- ・車検証の写し

参考ページ

国土交通省電子車検証特設サイト（外部サイト）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

SNSで和歌山県内の清掃活動を見える化

「クリーンアップわかやま」

拾って、撮って、投稿するだけ！

和歌山県ではクリーンアップ運動を実施しています。
みんなで参加して、ゴミのないきれいな和歌山にしよう！！
個人や、企業・団体・グループで参加できます。



参加方法

スマートフォンでゴミ拾いアプリ「ピリカ」をダウンロード。
アプリを起動し、活動を投稿してください。

- 学校・仕事・買い物からの帰り道、ウォーキングなどで身近なゴミを拾って投稿してください！
- 投稿に対し「ありがとう」や「コメント」を送り合うことができます！
- ピリカでも、季節ごとにイベントが開催されています。



和歌山県 ×



街がきれいになるアプリ
ごみ拾いSNSピリカ

無料アプリをダウンロードして「クリーンアップわかやま」に参加しよう▶



専用SNS・ウェブサイト

「クリーンアップわかやま」



スマホアプリ「ピリカ」と連動して清掃活動をリアルタイムに表示！

クリーンアップわかやま

56,789 123,456,789

和歌山県内のごみ拾い活動推移

順位	都道府県
1位	和歌山県
2位	福井県
3位	神奈川県
4位	大阪府
5位	京都府

サイトの機能

- 場所・ゴミの内容、コメントなどゴミ拾い活動がタイムラインで表示されます。
- 個人・企業・団体の活動PRができます。
- ゴミ拾い活動の予定を告知して、参加者を募ることができます。

スマホアプリ「ピリカ」とは…？

ゴミを拾ったら、写真に撮り、ピリカに投稿するだけで、世界中にゴミ拾いの活動を発信！
ありがとうがついたり、コメントが来たり様々な人と共有でき、
他の人のゴミ拾い活動も表示されるので、モチベーションも上がりながら
気軽にボランティア活動に参加できます。

更にこんな機能も！
投稿ボタンを上にはスワイプすると
不法投棄を通報することができます。



URL <https://www.pirika.org/pref/wakayama>

クリーンアップわかやま

検索

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

TEL : 073-441-2598 e-mail : e0313001@pref.wakayama.lg.jp

4-④ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

◆ アスベストとはどんなもの

アスベスト（石綿）は天然の鉱物で、熱や摩擦に強いという特徴があり、アスベストを用いた製品は、その耐火性能の高さ等から建築物や工作物に多用されました。

しかし、飛散したアスベストを吸引することで肺がんや中皮腫を発症する発がん性が社会問題となり、現在では、新たなアスベスト製品の製造・使用等は禁止されています。

◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事は報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

◆ 資格者等による事前調査が義務化されます

建築物においては令和5年10月1日から、一部の工作物においては令和8年1月1日から資格者等による事前調査の実施が義務付けられます。

建築物等の解体・補修作業等を行う事業者や事前調査を請け負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 大気環境課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL03-3581-3351（代表）内線6536 FAX03-3580-7173
<http://www.env.go.jp/>

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

▶ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

4-⑤ フロン類の回収が確認出来ない機器の引き取りは違法です

和歌山県環境管理課

～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、行政指導などを経ることなく、即座に1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

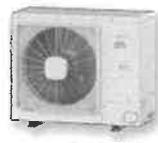
フロン排出抑制法の改正により

2020年
4月施行

建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

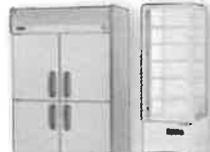
業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。

改正点 その書面の写しを3年間保存。

- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- ③ フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、
50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認できない機器の引取りは禁止。

違反した場合、
50万円以下の罰金

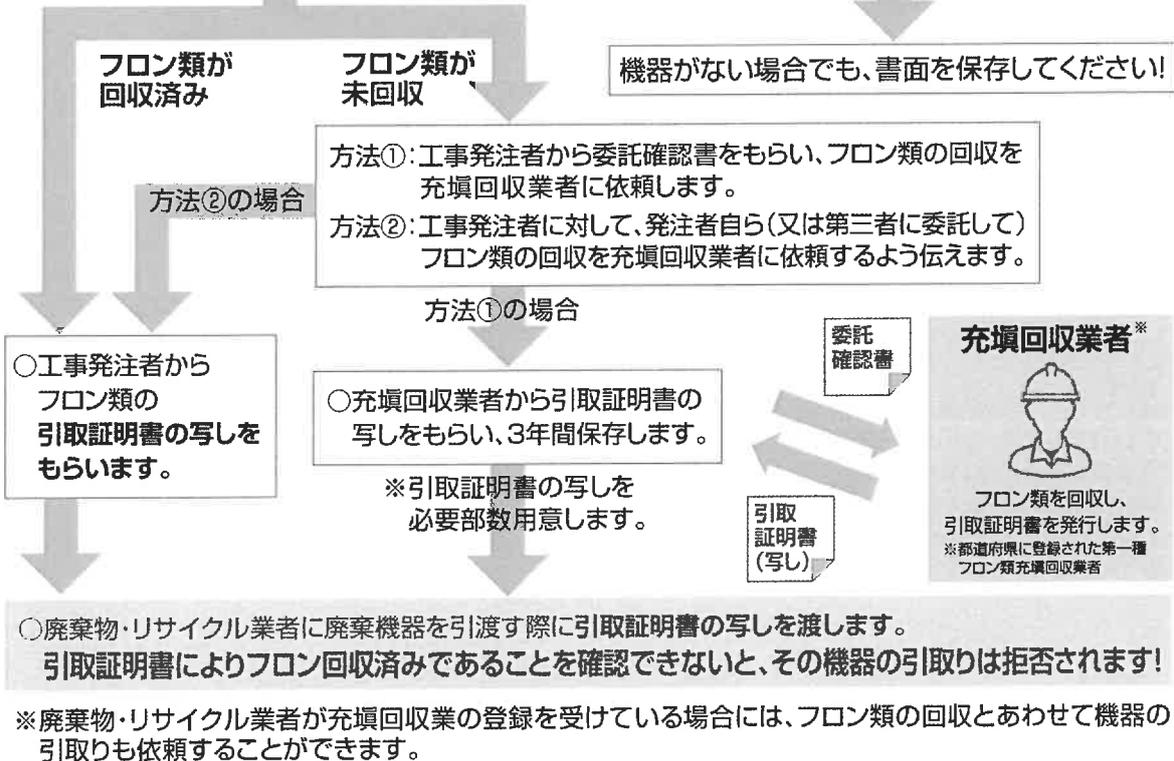
ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

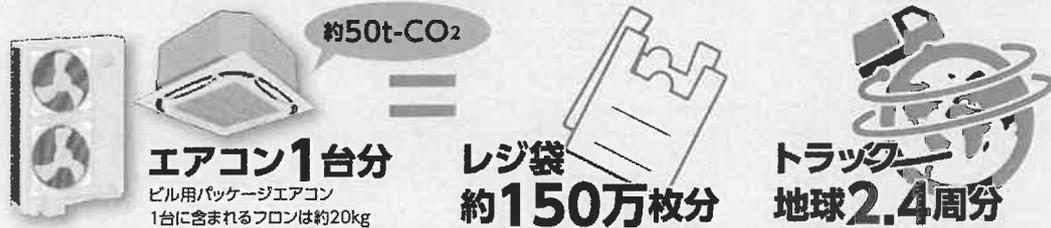
機器がある場合

機器がない場合



フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



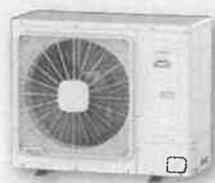
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫

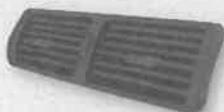


冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどのような場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



◆ 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模※以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡
それ以外の土地は3,000㎡

★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について

【届出する土地が和歌山市内の場合対象外】

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、和歌山県電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。

URL：<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→上記のページにアクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

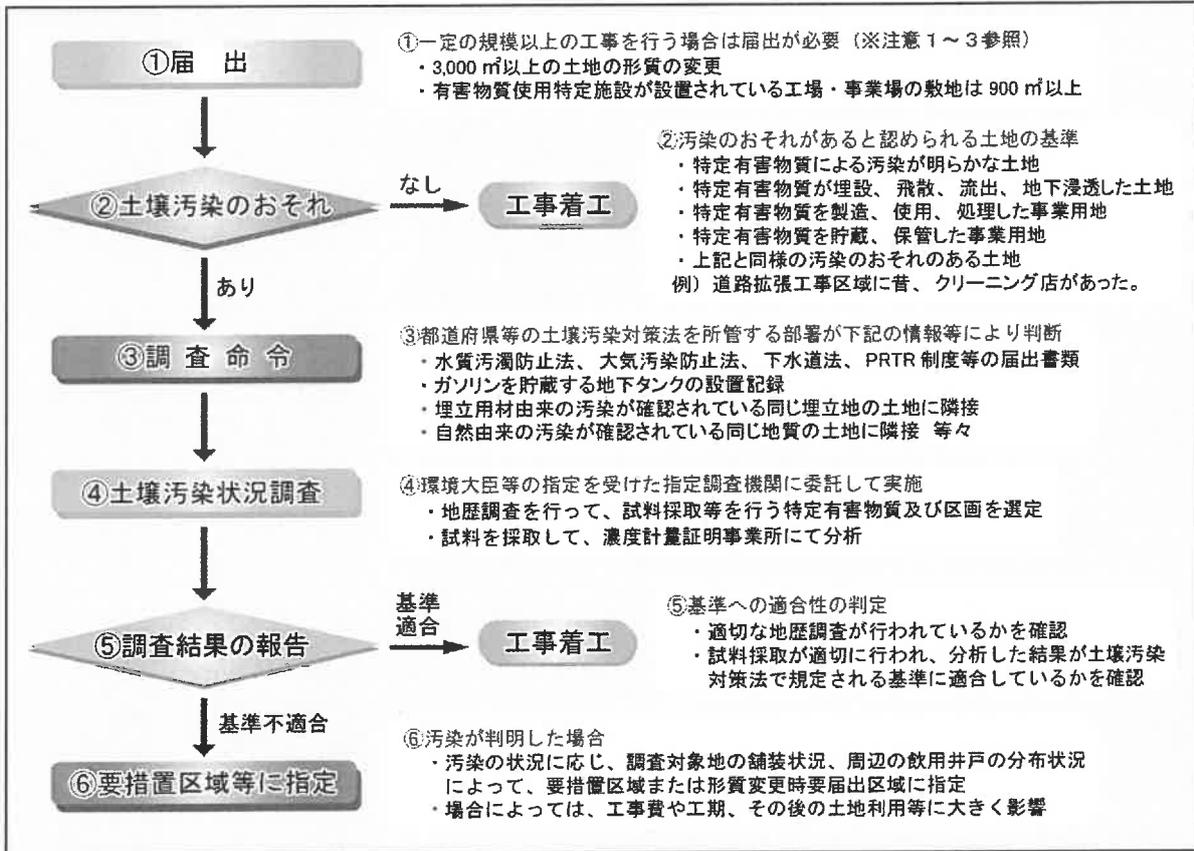
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

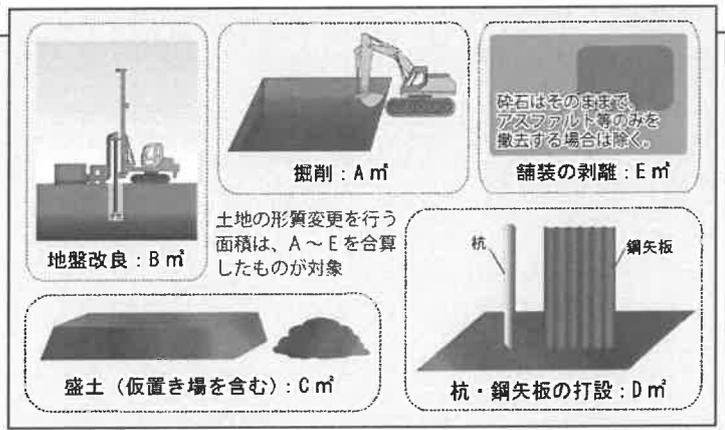
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

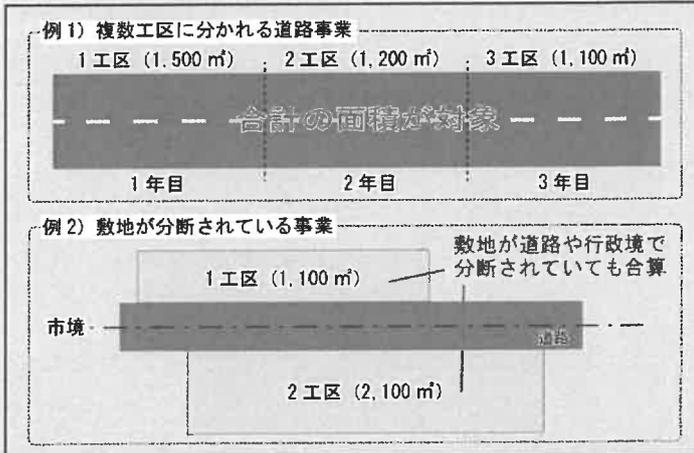
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないにご注意下さい。



注意 2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3：対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署（<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>）にお問い合わせ下さい。

環境省水・大気環境局土壌環境課



土 壌 汚 染 対 策 法 オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

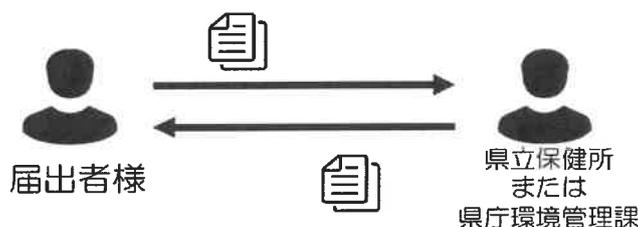
オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

紙媒体の手続きの場合



- ・書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

【手続きにおける注意点】

- ・紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
 - ・必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683

和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

和歌山県電子申請システム

URL：<https://shinsei.pref.wakayama.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

→アクセス後、「和歌山県」の「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を選択してください。

5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

5-① 支部研修会

令和4年度支部研修会では、和歌山県循環型社会推進課地域環境推進班から「和歌山県災害廃棄物処理計画及びプラスチック資源循環促進法について」、当協会監事で顧問税理士の森脇税理士事務所から「インボイス制度について」、事務局から当協会の「災害廃棄物対応について」講演が行われました。

◇研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場 所	参加者
和歌山支部 海南・有田支部	令和5年1月18日(水) 午後1時30分～午後4時30分	和歌山市 (和歌山商工会議所)	26名 (23社)
紀北支部	令和5年1月19日(木) 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	15名 (11社)
紀南支部	令和5年1月24日(火) 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	11名 (10社)
御坊・田辺支部	令和5年2月 9日(木) 午後1時30分～午後4時30分	上富田町 (上富田文化会館)	20名 (18社)

合計62社72名が受講されました。

◇研修会テーマ

- (1) 和歌山県災害廃棄物処理計画及びプラスチック資源循環促進法について
講師：和歌山県循環型社会推進課 地域環境推進班 班長 辻内 崇志
副主査 井平 達也
- (2) インボイス制度について
講師：森脇税理士事務所 中平 英明
- (3) 災害廃棄物対応について
講師：専務理事 和田 年晃



5-② 安全衛生活動

— 労働災害事例研修会 —

協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	令和5年3月23日(木) 午後10時30分から午後4時	令和5年3月29日(水) 午後10時30分から午後4時
開催場所	田辺会場 (上富田町：上富田文化会館)	和歌山会場 (和歌山市：和歌山商工会議所)
参加者数	11社14名	20社32名
研修内容及び講師	<p>(1) 労働災害の発生状況及び防止対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容 労働災害の発生状況、産業廃棄物処理業における災害事例、事故内容、原因とその防止対策等 ・講師 (田辺会場) 田辺労働基準監督署 安全衛生課 小島 貴志子 監督官 (和歌山会場) 和歌山労働基準監督署 安全衛生課 明楽 伸樹 課長 <p>(2) 救命講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容 救命の手順、人工呼吸と心臓マッサージ、AEDを使った心肺蘇生法 ・講師 (田辺会場) 田辺市消防本部上富田分署 村上 国英 氏・中川 真規 氏 (和歌山会場) (一社)和歌山市消防協会 前田 泰伸 氏・穂藤 正規 氏 	



—安全衛生推進委員会—

会員事業所の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。

令和5年6月21日に安全衛生推進委員会を開催し、令和5年度の安全衛生活動事業計画及び安全衛生促進委員について、労働災害防止計画の策定等について協議しました。

令和5年度の活動として、リスクアセスメント推進研修会及び労働災害事例研修会、相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、(公社)全国産業資源循環連合会においては、本年度より5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」を新たに策定し、計画期間中の労働災害による死亡者数及び休業4日以上死傷者数を平成24～26年実績平均に比して20%以上減少させることを目標に掲げています(死亡災害は20人→16人以下・死傷災害は1,246人→996人以下)。当協会においても、この目標達成に向け「(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度労働災害防止計画」(P51～P54)を策定しました。

計画の目標として(1)令和9年の死亡者数をゼロにする。(2)令和9年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。を目標に掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。

また、重点実施事項として(1)全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。(2)安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。(3)当業界において発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)の件数を減少させる。

としていますので、会員の皆様におかれましては、ご協力の程よろしく申し上げます。なお、

(2)の安全衛生規程の作成につきましては、[全産連ホームページ\(全産連トップページ→処理企業の方へ→安全衛生→「安全衛生規程作成支援ツールはこちら」をクリック\)](#)の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!



労働災害ゼロ目指し まずはトップのキックオフ

「ヒヤリ・ハット」体験事例について

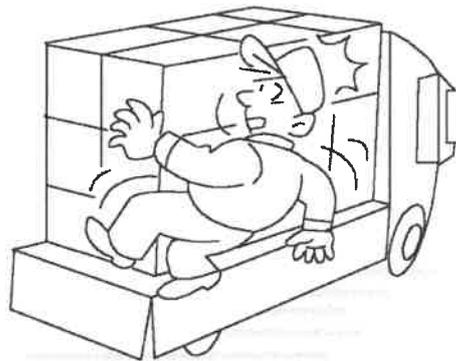
「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和4年11月と令和5年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

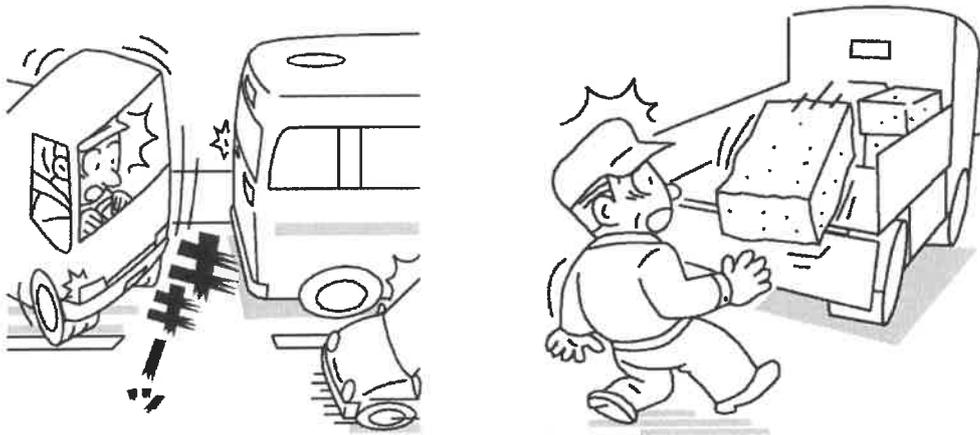
分類：収集運搬
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	廃棄物の積み込みをしている時	荷台で作業している時、足元が滑った。	足元の確認をする。
2	取引先現場	荷下ろし作業中	雨で荷台が濡れていたため転倒しそうになった。	ゆっくりと慎重に作業をする。
3	取引先現場	廃棄物の回収時	荷台から降りる時に足をくじいた。	降りる時は、ゆっくりと降りる。
4	工場内	ダンプトラックから降車する時	足を地面に着地させた時、舗装されていない地面に窪みがあり、足を捻り転倒しそうになった。	重機を使用して地面を平らに整地する。



分類：収集運搬
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路交差点	交差点を右折しようと右折レーンに入ろうとした時	後方から、かなりのスピードで右折レーンに突っ込んできた。幸いサイドミラーで確認できたので衝突しませんでした。	車線変更する時は必ず確認を忘れないようにする。
2	取引先現場	廃棄物の回収時	袋をもって歩いていたら、横から原付が走ってきて接触しかけた。	周りを確認し、人や自転車、原付等が近づいてきたら、立ち止まるようにする。
3	一般道路	収集に向かう途中、横断歩道の前で信号待ちをしていた時	両耳にイヤホンを付けた女性が左右確認をせず、横断歩道を渡りはじめ、対向車線の車が横断歩道のすぐ近くまで接近し、女性と接触しそうになった。	横断歩道の有無に関わらず、歩行者には注意をはらって走行する。
4	一般道路	ガソリンスタンドから道路に出ようとした時	自転車が来ていたことに気づかず接触しそうになった。	繰り返し確認を行う。
5	一般道路	車両運転中	前の車が急にブレーキを踏み減速したため、接触しそうになった。	十分な車間距離を確保する。



分類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	自社内	大きめのコンクリートがらを人力で車両に積込みしようとした時	コンクリートがらを荷台に投げ損ね、足元に落ちてヒヤリとした。	重量のあるものは重機による積み込みを行う。人力で積み込みをする場合は複数人で声を掛け合い作業する。

分 類 : 収集運搬

事故の型 : その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	廃棄物の回収時	サイドブレーキが甘く車が動いた。	停車する時は、サイドブレーキをしっかりとかける。
2	取引先現場	廃棄物の回収時	割れたガラスが袋を突き破り露出していたため手に刺さりそうになった。	積み込みする時は確認し、注意する。

分 類 : 中間処理

事故の型 : 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	バックホウを操縦して、がれき類の積み上げ作業を行っていた時	廃棄物を積み上げている法面の際に、バックホウを近づけすぎて、バランスを崩しそうになった。	バランスを崩すような場所にまで、バックホウを乗り入れない。方塊を用いて、強固な仕切り壁面を作り、ただ廃棄物を積み上げるだけではなく、境界を明確にして安全な作業環境をつくる。
2	工場内	コンテナに上がってシートをかけ外する時	足場が悪く滑って転倒、転落しそうになった。	コンテナの上にかかる時は足元の確認、特に雨天時は滑りやすく転倒・転落の危険性があるので、十分に注意する。
3	工場内	作業終わりに、階段を降りる時	階段に物が散乱していたが、そのまま降りようとしたため、物を踏んで滑ってしまい、落ちそうになった。	人が通行するところは常に清掃し、障害物がないよう安全を確認、確保しておく。一時的な場合を除き、通路、階段、人が通るところには障害物になるようなものを置かない。

分 類 : 中間処理

事故の型 : 衝突・接触

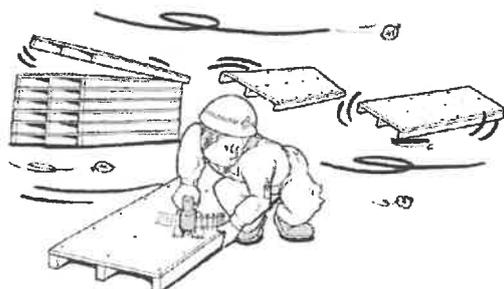
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	雨の中、フォークリフトで廃棄物を運搬している時	ブレーキペダルを踏みこむ際、足が滑りブレーキが踏めず、ヒヤットした。	雨の日にかかわらず、注意して安全に運搬作業をする。
2	工場内	廃棄物を搬入時	自社のバックホウと搬入車両が接触しそうになった。	ヤード内で搬入車両が移動する時は、誘導員を配置する。
3	工場内	二人でフレコンバックを梱包し、フォークリフトで移動しようとした時	作業員が離れていないにも関わらず、運転員がフレコンバックを移動しようとし、作業員がフレコンバックと接触しそうになった。	フォークリフトに乗る際は、周辺に接触しそうな人や物がないか確認する。複数人で作業する際は、声掛け、合図を必ず行う。作業員、運転員ともに危険予知を行い危険を回避する。

分類：中間処理
事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
4	工場内	パワーショベルで場内を移動中	見通しの悪い場所でダンプトラックと対向し衝突しそうになった。	通路を広く拡幅する。

分類：中間処理
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	コンテナ内の廃棄物を重機で押し込んでいる時	長い木が折れて、外に飛び出し、人に当たりそうになった。	飛来することも想定し、コンテナの周りに人が近寄らないようにする。
2	工場内	ホイールローダの下部をグリスアップ作業中	上向きで作業をしている時、重機の底部についていた泥が顔に落ちて目に入りそうになった。	防塵メガネを着用する。
3	工場内	波板タン(鉄)を下ろしている時	波板タン(鉄)が風で飛ばされ、人に当たりそうになった。	強風の時は、人が近くにいることを確認し、できるだけ重機などで下ろすようにする。



分類：中間処理
事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	雨の日に塩ビパイプを押切カッターで切断中	塩ビパイプが濡れていたため、手を滑らせてカッターで手を切りそうになった。	滑り止めのある手袋などを着用して作業する。

分類：中間処理

事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	工場内	稼働中のベルトコンベアのスカート部分をボールで押し込んでいる時	ベルトコンベアにボールが巻き込まれた。	機械を停止し、安全を確認してから作業を行う。
3	工場内	ホッパー内に入って清掃作業中	他の作業員が中に人がいることに気づかず、リフトでホッパー内に資源ごみを投入しかけた。周囲の人が気づいて大事には至らなかった。	ホッパー内を清掃する際は、清掃中の看板を取り付け、中に人がいることを分かるようにする。
4	工場内	機械設置に関わる玉掛け作業中	荷下ろしの指示をしたが間違えて伝わり、クレーンオペレーターが荷上げてしまった。降りてくると思っていた玉掛け担当者は、ワイヤーを持っていたので、機械とワイヤーに手を挟みかけた。	作業場が暗くてオペレーターと意思疎通がとりにくく、一緒に作業していた他の従業員も指示出しをしていたので、オペレーターは専任者の合図のみを見て作業するように徹底しチーム内で共有した。
5	工場内	圧縮機にプラスチックを落とし込んでいる途中、プラスチックが詰まったので電源を落とし、足で下に落とそうとした時	プラスチックが思ったより急に落ち込んだので、バランスを崩し本体に足が挟まりそうになった。	圧縮機が詰まった時は自分の手足で落とそうとせず、ボール等を使用する。

分類：中間処理

事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	フォークリフトで荷物の整理をしていた時	バックをした時に工具を踏んで破損させた。幸い作業を終えていたため、人身事故には至らなかった。	作業終了前で、注意不足になっていたので時間に余裕を持つ。余裕がない場合は、声掛けをする。また、暗い場所があったので、照明をLED化し安全に作業ができるよう改善する。
2	工場内	発砲スチロールを溶かし、インゴットを製造中	ヒーター部分のボルトの取り付けがあまく、発砲スチロールが詰まり、熱を発生し、煙が出た。	ヒーター部分のメンテナンスを行う場合は、取り付け金具をしっかり固定し点検を行う。
3	工場内	工場内を見回している時	手すりが錆で取れかけていた。	すぐに手すりの取り換え、補強をした。

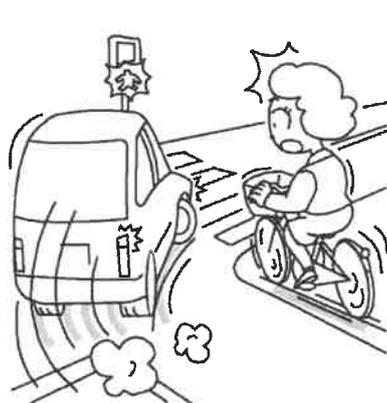
分類：最終処分

事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	自社内	防災調整池の浮遊ゴミの取り除き作業中	水面に近づこうと、法面を降りる際、滑って転倒した。	滑り止めスパイクのついた長靴を着用する。

分 類 : その他
 事故の型 : 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	自社内	車で会社から出ようとした時	出入口の前方にはミラーを設置しており、左から来る車を確認できるようになっているが、ミラーが見えにくいいため、左から来る車に気が付かず、ハットした。	ミラーを大きなものに取り替え、注意の標示を設置した。
2	一般道路	通勤のため車を運転している時	一時停止をして、車を発車した時、左から来る車が一時停止をせずに前進してきた。	交通ルールを守り、危険予測をしながら、車の運転を行う。
3	一般道路	退社のため車を運転している時	信号無視してきた自転車と衝突しそうになった。	報告書を作成し、職場内で回覧する。



4	取引先現場	舗装版をバックホウで取り壊している時	旋回したバックホウとダンプが接触しかけた。	作業半径内立入禁止を徹底し、お互いに周囲の安全確認をするようにして作業を行う。
---	-------	--------------------	-----------------------	---

分 類 : その他
 事故の型 : 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	つかみ機付きのバックホウでスクラップをトラックに積み込み中	つかみ機でつかんだスクラップが跳ねて飛来し、バックホウのキャビンに接触した。	つかみ機でスクラップをつかむ時はゆっくり操作し、スクラップが跳ねないように作業する。

5-③ 県外視察研修会

令和5年3月9日(木)～10日(金)、3月とは思えない暖かさの中、22名が参加して、コロナ禍で3年ぶりとなる県外視察研修会を実施しました。

初日は京都府八幡市の近畿電電輸送(株)八幡リサイクルセンターで使用済み太陽光パネルの処理施設を見学させていただきました。

太陽光パネルは今後製品寿命を迎え、大量廃棄が予測されていて、有害物質を含む太陽光パネルの処理については大きな課題となっています。八幡リサイクルセンターでは、もともと電柱の破砕設備であった施設を太陽光パネルリサイクル処理設備に変更して4年前からパネルを分離・破砕するリサイクル事業を展開されているということでした。また、その工程で回収したガラスを破砕し、発泡剤や抑制剤を混ぜ高温焼成したガラス二次製品を製造されていて、防草対策、土壌改良剤、水質浄化剤、脱臭剤等としての用途があるということでした。さらに、太陽光パネルのリユース検査業務も行われていて、使用済み太陽光パネルの100%循環を目指した事業を展開されていました。

2日目は、三重県伊賀市の甲子園約20個分、約70万㎡の敷地に様々な処理施設を保有する三重中央開発(株)伊賀リサイクルセンターを見学させていただきました。

まず、会議室で事業の概要を説明していただき、その後バスで大栄環境グループで最大容量の12,807,077㎡ある広大な管理型最終処分場へ案内していただきました。その途中、焼却施設、汚泥固化施設、RPF製造施設、プラスチックリサイクル施設、エネルギープラザ等、多種多様な廃棄物処理が可能なプラントで幅広いリサイクル事業が展開されていました。

また今回は、昨年10月から11月にかけて稼働したばかりの、伊賀リサイクルセンターに併設の、大栄環境(株)の堆肥化施設、メタン発酵施設も見学させていただくことができました。メタン発酵施設では食品廃棄物や有機性汚泥等からメタン発酵によってメタンガスを生成し、廃棄物をエネルギーとして循環させ、さらに堆肥化や飼料化に向かない食品廃棄物からもバイオガス回収ができる等、様々な方法で資源循環に取り組まれていました。

今回の視察研修会で視察を受け入れていただいた両社の皆様には大変お世話になりました。先進的な取り組みをお伺いすることができ、大変充実した研修会となりました。



5-④ 第6回親睦チャリティーゴルフコンペ

1. 親睦チャリティーゴルフコンペ

令和5年5月12日（金）に有田リソルゴルフクラブにおいて、親睦チャリティーゴルフコンペを開催しました。有田リソルゴルフクラブでは初の開催となり、29社37名の方々にご参加いただきました。

当日は、天候にも恵まれ絶好のゴルフ日和となり、気持ちよくプレーすることができ、プレー終了後は、武田名誉会長にも参加いただき表彰式を行いました。また、参加者の方々にはチャリティー募金活動にご協力いただき、社会貢献を行っています。

今後も皆様のご理解をいただき、協会会員親睦の一環として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。



○順位（敬称略）

優勝	小椋 孝也	小椋リビングクリーン(株)	10位	尾花 功	(株)尾花組
BG賞			15位	田中 秀昭	田中海運(株)
2位	大島 空也	(株)平成建機	20位	森 礼子	和歌山県議会議員
3位	渡辺 瑞穂	益田工業(有)	25位	角谷 利佳	角谷産業(株)
4位	野村 憲司	(有)タナカ工務店	30位	島 慶司	(株)貴志安商店
5位	尾崎 一成	(有)志場商店	35位	原田 勇一	益田工業(有)
6位	須磨 徳裕	(株)吉建	名誉 会長賞	樋口 真司	SJリサイクル(株)
7位	峠 好紀	(株)峠商店		井口 恵司	和歌山スチール協同組合
8位	寺本 匡	(有)タナカ工務店	当日賞	奥 智勝	(株)オクトモリース
9位	政安 欣典	益田工業(有)	BB賞	今井 幸世	(株)山本スクラップ

2. チャリティー募金活動による「車いすの寄贈」

当協会では平成19年からゴルフコンペ開催時に、チャリティー募金活動を実施し、県下30市町村に「車いすの寄贈」を行っています。今回で27回目となり、令和5年5月23日（月）に武田名誉会長はじめ北支部長（御坊・田辺支部）、柏木副支部長（紀南支部）、和田専務理事の4名で串本町役場を訪問し、田嶋勝正町長に車いすをお贈りしました。



5-⑤ 第25回クリーンアップキャンペーン

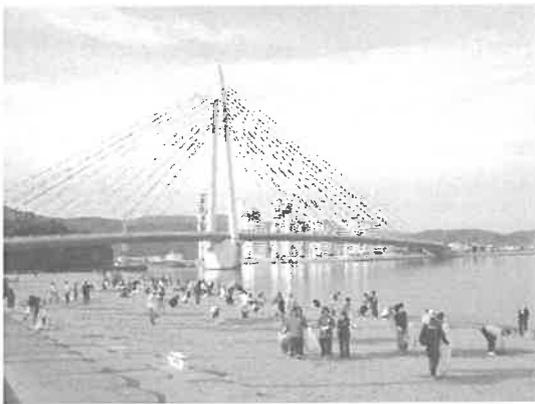
令和5年6月25日(日)に、浜の宮ビーチ(和歌山市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを※わかやまごみゼロ活動として実施しました。

当日は、協会員及び会員のご家族、各関係行政等、284名の方々にご参加いただき、5年ぶりに浜の宮ビーチで実施することができました。流木を中心とした漂着物、空き缶、ペットボトル等を軽トラック約3台分回収しました。

日曜日の早朝にもかかわらず、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました全ての皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、努力して参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

※わかやまごみゼロ活動とは、和歌山県が「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に係る取り組みの一つとして、ごみの散乱防止について県民意識の高揚、自主的な清掃活動の促進を目的に、県民及び県内事業者が実施する清掃活動であり、当協会のクリーンアップキャンペーンが認定されています。



5-⑥ トルコ共和国南東部における地震被害に対する義援金について

当協会では、令和5年2月6日にトルコ共和国南東部で発生した大地震による被災者の方々の救援や被災地の復興に役立てていただくための義援金を募集しました。

集まった義援金は、4月3日に武田名誉会長、松田会長が県庁を訪問し、岸本周平知事に目録を手渡し、和歌山県の義援金口座「和歌山県トルコ震災を支援する会」に振込みを行い、和歌山県を通じ駐日トルコ共和国大使館へ送金されました。



◇募集期間：令和5年2月17日～3月17日

◇義援金の総額：1,000,000円

【義援金をお寄せいただいた会社名及び個人名】

武田 全弘	(株)紀洋
松田 美代子	(有)ハウザン環境
(株)松田商店	(株)古勝
(株)吉田組	(有)バッキーズ
(株)吉建	英和興業(株)
(株)ヴァイオス	(有)日置川清掃
赤井工業(株)	(有)かさい
(有)国辰商事	(株)井奥建材工業
(有)ワコー産業	(株)里村建設
(有)柏木商店	和歌山県ヘルス工業(株)
(株)目良建設	(株)K S P
小椋リビングクリーン(株)	(株)柏木建設
森脇 敏夫	(株)山本スクラップ
(有)志場商店	大栄環境(株)
(株)相互商会	(株)平成建機
益田工業(有)	(株)環境クリーンサービス
S J リサイクル(株)	(一社)和歌山県産業資源循環協会
(株)日ノ本組	和田 年晃
(有)紀南建設	事務局職員

(順不同・敬称略)

5-⑦ 青年部会活動

1. 和歌山県青年部会総会・会議報告・その他の活動

(1) 第11回令和5年度青年部会総会

青年部会では、(一社)和歌山県産業資源循環協会第11回通常総会に先だつて同日(6月8日)の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山で第11回青年部会総会を開催しました。当日は47名(委任状、議決権行使書を含む。)が出席し、尾崎役員が議長に選任され、令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画(案)・予算(案)について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 令和4年度事業報告の件

第2号議案 令和4年度決算報告(監査報告)承認の件

第3号議案 令和5年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和5年度予算(案)承認の件



令和5年度事業計画

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催

(2) 会議報告

○令和4年度第6回役員会

開催日：令和5年2月7日(火)

場 所：和歌山市勤労者総合センター

- 議 題：①県・循環型社会推進課との勉強会について
②会員相互の事業所見学について
③その他

○令和5年度第1回役員会

開催日：令和5年4月11日(火)

場 所：和歌山市勤労者総合センター

- 議 題：①会員相互の事業所見学について
②第11回青年部会総会について
③新入部会員について
④その他

○令和5年度第2回役員会

開催日：令和5年6月8日（火）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山

議 題：①第11回青年部会総会について

②第25回クリーンアップキャンペーンについて

③その他

(3) その他の活動

○青年部会員相互の事業所見学

開催日：令和5年4月11日（火）

内 容：9名の青年部会員が参加し、3事業所で実施しました。より適正な処理が求められる中、事業所見学を通して意見交換することで、会員相互の技能向上を図りました。



2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会総会

○第24回通常総会

開催日：令和5年6月15日（木）

場 所：AP日本橋（東京都）

議 案：第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度収支決算報告承認の件
令和4年度監査報告

第3号議案 財産管理規程（案）承認の件

第4号議案 令和5年度事業計画（案）承認の件

第5号議案 令和5年度収支予算（案）承認の件

3. 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会

○令和5年度通常総会

開催日：令和5年5月19日（金）

場 所：神戸神仙閣（兵庫県）

議 案：第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算（案）承認の件
令和4年度監査報告

第2号議案 令和5年度事業計画及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 役員改選承認の件

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 岸本周平県知事への新年挨拶

和歌山県では、令和4年11月27日に和歌山県知事選挙が行われ、岸本周平新知事が誕生し、令和5年1月5日（木）午前9時30分より知事室へ当協会役員がご挨拶にお伺いしました。

岸本新知事と懇談させていただき、協会の事業活動等を紹介する良い機会となりました。

<和歌山県出席者>

岸本 周平 知事
生駒 享 環境生活部長
森 和弘 循環型社会推進課長
秋月 邦洋 廃棄物指導室長
末次 啓了 特別秘書

<協会顧問>

森 礼子 県議会議員
秋月 史成 県議会議員

<協会出席者>

武田 全弘 名誉会長兼政治連盟理事長
松田 美代子 会長
北 敏彦 副会長
須磨 徳裕 副会長兼政治連盟副理事長
吉村 享 副会長
赤井 靖 副会長
坂口 秀樹 政治連盟副理事長
今井 幸世 青年部会長
和田 年晃 専務理事



6—② (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては、令和5年度からの5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（以下、「第3次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和9年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、第3次労働災害防止計画期間の上半期期間（令和5年度～令和7年度）で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

なお、第3次労働災害防止計画の下半期期間（令和8年度～令和9年度）については、同計画の上半期事業を点検した上で策定する。

2. 目標

- (1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和9年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均10人→令和9年8人以下に）

3. 重点実施事項

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。

4. 活動目標

2. の「目標」を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

指 標		現状値 (令和4年度)	活動目標値 (令和5～7年度)
(1)	全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。【重点】	※新規	
(2)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。【重点】	27	30
(3)	当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。【重点】	※新規	

(4)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和4年度に比して10%以上増加させる。	154	169
(5)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	141	155
(6)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	101	111
(7)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	103	113
(8)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を令和4年度に比して10%以上増加させる。	82	90
(9)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	100	110
(10)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	73	80
(11)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	61	67

5. 活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(11)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 経営者の意識改革を図る。

- ① 事業主に対して、問題点や課題等を整理してもらうため、連合会ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業主の安全に対する意識を高める。
- ③ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を研修会、会報誌、ホームページを通じて周知する

(3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）を減少させる。

- ① 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会を通じて周知する。
- ② 連合会が提供する労働災害情報について、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

(4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌、研修会等で会員企業へ周知・協力を呼びかけ、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(5) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業者の安全に対する意識を高める。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ④ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(6) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)
- ③ 研修会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(7) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- (8) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① メール、FAX で全会員企業へ周知する。
 - ② 会員企業が参加しやすいよう、2カ所で研修会を開催する。
 - ③ 労働基準監督署に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (9) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (10) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ② 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (11) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

6-③ 災害廃棄物処理に対する取り組み

1. 災害廃棄物部会の設立について

当協会では、和歌山県及び和歌山市、和歌山県内29市町村と締結している大規模災害時における協定書・覚書に対応する協会体制の構築及び関係機関等との連携を推進していくことを目的に、令和5年4月27日に開催した令和5年度第1回理事会において災害廃棄物部会の設立が承認され、副会長4名が部会運営委員として部会長及び副部会長に選任されました。また、令和5年7月10日に部会長及び副部会長4名で第1回災害廃棄物部会を開催し、各市町村と地域として連携が図れるように協会5支部（紀北支部、和歌山支部、海南・有田支部、御坊・田辺支部、紀南支部）から委員8名の選任を行い、今後の災害廃棄物処理をどのようにしていくのか協議してまいります。

2. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しました。平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しました。また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

近年、全国各地で毎年のように台風や大雨による大規模な自然災害が発生しています。今年もすでに、全国各地で線状降水帯の大雨による影響で被害が相次いで発生しており、和歌山県でも6月に、台風2号による線状降水帯の大雨により、一部地域で警戒レベル最大の「レベル5」である緊急安全確保が発令されたのをはじめ、浸水や冠水、土砂災害等による大きな被害がありました。当協会では、いつ起こるかわからない大規模災害で発生した、大量の廃棄物の処理が速やかに行えるよう、行政や関係各機関、協会正会員が連携し、意識の共有を図り、災害廃棄物処理が円滑に行えるよう取り組んでいます。

3. 令和5年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会への参加について

7月26日（水）みなべ町中央公民館で、和歌山県主催による令和5年度第1回和歌山県災害廃棄物処理担当者勉強会が開催されました。和歌山県職員19名、市町村職員26名、（一社）和歌山県清掃連合会1名、（一社）和歌山県一般廃棄物協会2名、新宮市一般廃棄物収集運搬業協同組合2名、当協会から災害廃棄物部会委員10名、事務局2名が出席しました。

6月2日の台風2号による線状降水帯の大雨で被災した市町村から被害状況の報告があり、実際に体験した災害廃棄物処理で見えてきた課題について、9グループに分かれ、グループワークが行われました。グループワーク終了後には、近畿地方環境事務所から講評があり、続いて、和歌山県循環型社会推進課から、災害廃棄物処理に係る法整備等についての説明が行われ、最後に、循環型社会推進課が作成した「きいちゃんかるた」を使った住民啓発のシミュレーションを行いました。今回の担当者勉強会では自治体職員に混ざり意見交換を行う事ができ、災害時における人員・資機材等の調達の高難しさ、災害廃棄物の処理方法や仮置場情報等について広報することの重要性、災害が起こる前の住民への事前周知の必要性を改めて認識することができました。

なお、循環型社会推進課ではこの担当者勉強会で使用した「きいちゃんかるた」以外にも、災害廃棄物処理を題材にしたトレーディングカードゲームや、すごろく等を作成し、日頃から県民の方々に災害時の廃棄物処理について基礎知識を習得してもらう活動を行っています。ホームページで公開されていますので、是非ご覧ください。

※和歌山県ホームページ「D. Waste スターターパック（住民啓発用グッズ）」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/saigaikeikaku/d00208972.html>



6-④ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2023年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

【オンライン形式】は、会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は、下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会です。

【対面形式】は、下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。

☆申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表 (前)は午前・(後)は午後

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程※2	収集運搬課程	処分課程※3	
オンライン	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
対面	29,700円	48,400円	46,200円	—	19,800円	24,200円	13,750円
9月	兵庫: 12~13(対面) 京都: 21(前)				京都: 21(後)22(後)	京都:22(前)	
10月	大阪:11(後) 兵庫:19(後) 滋賀:25(後)	大阪:12(前)	大阪: 10/31~11/2 (対面)		大阪:3(対面) 11(前)12(後) 兵庫:20(前)	滋賀:26(前)	大阪:4(対面) 兵庫:19(前) 20(後) 滋賀:25(前)
11月	京都:15(前) 奈良:22(前) 大阪:28(後)	兵庫: 7~10(対面)			京都: 14(前)15(後) 奈良:22(後) 大阪:29(後)		京都:14(後) 大阪: 28(前)29(前)
12月	大阪: 19(前)20(前)				大阪:20(後)	兵庫: 5~6(対面)	大阪:19(後)
R6年 1月	兵庫: 17(前)18(後) 大阪:24(前)				大阪: 10(前)11(前) 兵庫: 16(前)17(後) 滋賀:24(前)	大阪:23(後)	大阪: 10(後)11(後) 兵庫: 16(後)18(前) 滋賀:24(後) 大阪: 23(前)24(後)
2月	和歌山: 6(前) 大阪: 8~9(対面) 兵庫:9(前) 京都:20(後)	京都:21(前)			和歌山: 6(後)7(前) 兵庫: 7(後)8(前) 9(後) 京都:21(後) 大阪:27(対面)	兵庫:7(前)	兵庫:8(後) 京都:20(前) 大阪: 28(対面)
3月	大阪:6(前)		大阪:5(後)	大阪:7(前)	大阪:7(後)		大阪: 5(前)6(後)

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細はJWセンターホームページ <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-⑥ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

○優良産廃処理業者認定制度

この制度は、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下、「優良基準」という。）とは、（１）実績と遵法性、（２）事業の透明性、（３）環境配慮の取組の実施、（４）電子マニフェストの利用、（５）財務体質の健全性の５つです。

上記の（１）から（５）の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

- ① 通常５年の許可期限が７年になります。
- ② 交付する処理業の許可証に「優良」と表記されます。
- ③ 和歌山県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表されます。

「優良基準」

- (1) 直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が１０％以上であること。
- (2) 直前３年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が０を超えること。
- (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）
- (5) 優良基準は次のとおりです。

① 実績と遵法性に係る基準

更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性に係る基準

申請の際、直前の半年間（７年の有効期間を受けたものである場合は、７年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。

③ 環境配慮の取組に係る基準

ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。

④ 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準

次の全ての基準に適合していること

- ・ 会社情報・料金の提示方法・許可の内容・組織体制・施設及び処理の状況
- ・ 地域融和の状況等・財務諸表

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために 「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



環境省



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies

「エコアクション21」とは・・・

環境省が策定した総合的な環境マネジメントシステム

企業の組織・体制
などの仕組みづくり
だけでなく・・・

事業活動に伴う環境パフォーマンス（エネルギー、水の使用量、廃棄物排出量の削減など）の総合的な向上を目指します

中小企業に向けて策定した環境マネジメントシステム

中小企業にも
容易に
取り組みます

- ◎把握すべき負荷項目が決まっています
- ◎取り組むべき活動が決まっています
- ◎実務に応じて段階的に柔軟に項目・活動を広げることも可能です

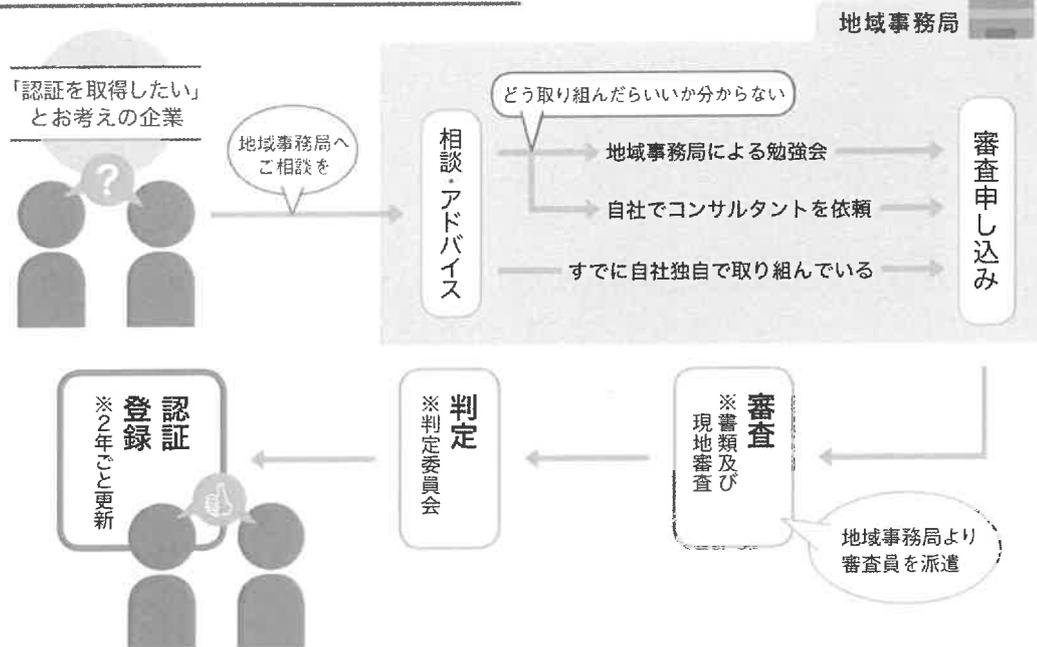
「エコアクション21」の効果

社会における
企業価値の向上に
つながります

- ◎国のガイドラインに基づく第三者認証であり、社会的評価が高まります
- ◎社員のモチベーション・社会課題への意識が高まります
- ◎「環境経営レポート」の公開により、広く社会での認知が高まります

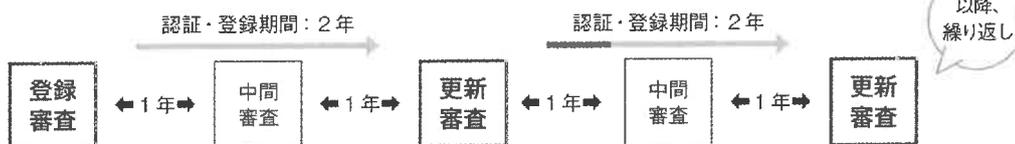


「エコアクション21」認証取得までの流れ



エコアクション21の費用(審査/認証・登録)

①認証・登録期間(2年ごと更新)



②費用 従業員数100人の事業者を想定(※1)

	登録	中間①	更新①	中間②	更新②
審査費用(※2)	150千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	75千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費
認証・登録料	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税
合計	250千円以上 +消費税等	125千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等	75千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等

※1 従業員数にはパート、アルバイト等も含む。

※2 複数事業所を有する場合、審査(書類/現地)費用は、事業者の規模、活動内容等に基づき定められる。

「エコアクション21」取得後には

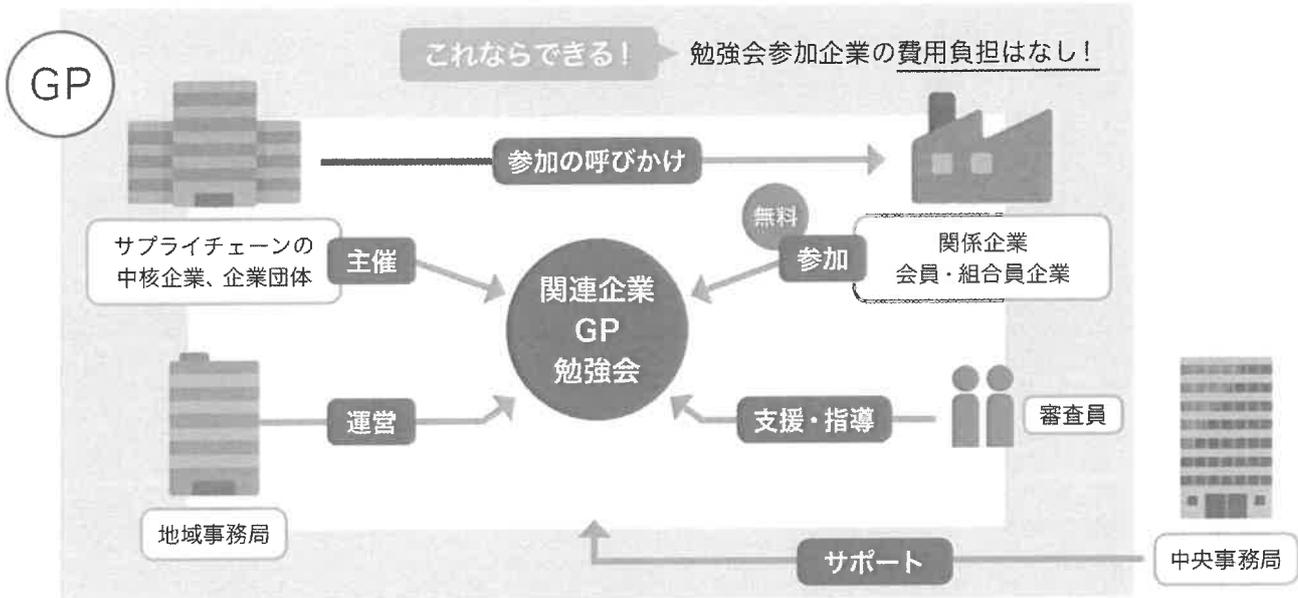
無理なく
継続的に
取り組みます

- ◎毎年審査で改善点など丁寧なアドバイス・指導が受けられます
- ◎地域事務局が開催するセミナー・勉強会への参加、相談窓口の開設などアフターフォローが受けられます
- ◎「エコアクション21ロゴマーク」の使用が許諾され、社外PRに使用できます

◆エコアクション21を「点」から「線」(サプライチェーン)へ

- ◆関係企業グリーン化プログラム(GP)とは
サプライチェーンの環境への取り組み推進を図る大手企業等が
主体となって進める、エコアクション21普及促進のためのプログラムです。

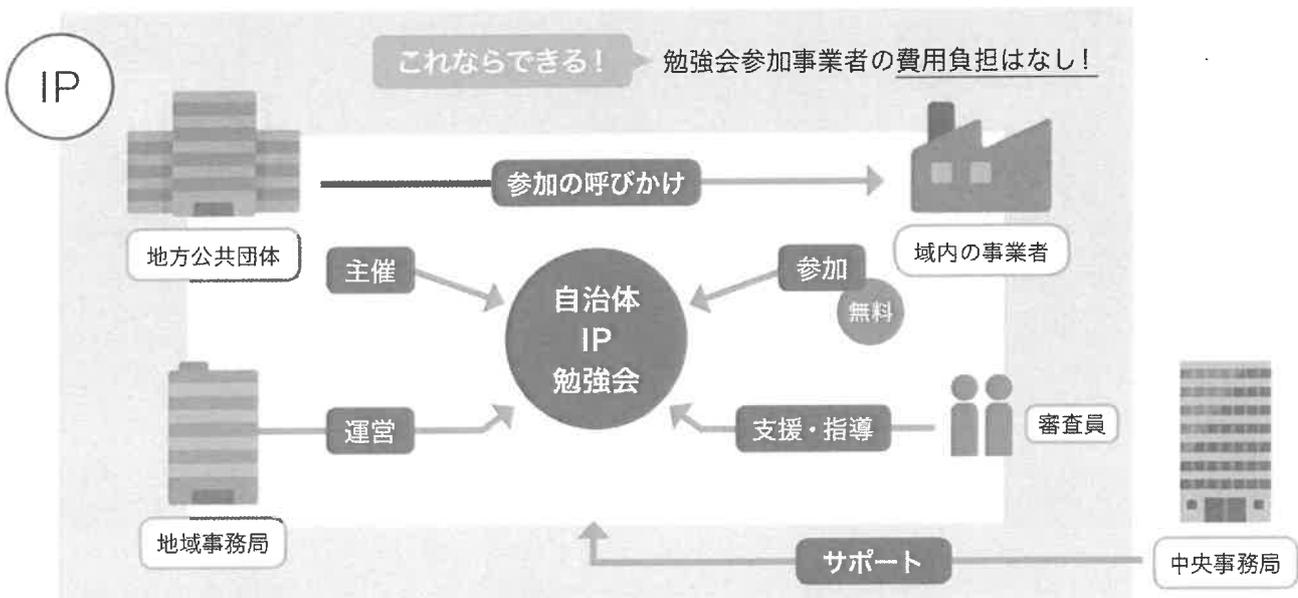
詳しくは → <https://ea21.jp/kanren-initiative/>



◆エコアクション21を「面」(地域)で普及へ

- ◆自治体イニシアティブ・プログラム(IP)とは
域内の事業者の環境への取組の促進を図る自治体が主体となって進める、
エコアクション21普及促進のためのプログラムです。

詳しくは → <https://ea21.jp/jichitai-initiative/>



◆まずは、**地域事務局** までご相談下さい!

お問い合わせ先(地域事務局一覧) → <https://www.ea21.jp/inquiry/contact/>



☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員） ☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
赤井工業(株) 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
榊井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519-1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号	平成29年 3月30日 令和 6年 3月29日
榊石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物収集運搬業 第03014034152号	平成29年10月30日 令和 6年10月29日
	産業廃棄物処分業 第03024034152号	令和 5年 7月 5日 令和12年 5月17日
榊ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山市西庄295-9	産業廃棄物収集運搬業 第03000009408号	令和 3年11月30日 令和10年11月29日
	産業廃棄物処分業 第03020009408号	令和 3年12月 7日 令和10年11月29日
榊環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	令和 4年 6月 9日 令和11年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	平成28年 9月26日 令和 5年 9月25日
榊玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478-11	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日
榊ケーシーエス 代表取締役 片渕則人 大阪府岸和田市岸の丘町二丁目2番15号	産業廃棄物収集運搬業 第03000004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
榊ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町2-2-11	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
大栄環境(株) 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	令和 3年 6月 1日 令和10年 5月31日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	平成29年 7月27日 令和 6年 7月26日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	令和 4年 8月25日 令和11年 8月15日
榊平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000033438号	平成30年11月21日 令和 7年11月20日
榊丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	平成29年 1月13日 令和 6年 1月12日
榊明光 代表取締役 認田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	平成29年 7月17日 令和 6年 7月16日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	令和 5年 1月28日 令和12年 1月27日

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日

[和歌山市優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島478番地の11	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	令和 3年 9月 9日 令和10年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	令和 4年10月21日 令和11年10月20日
(株)平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第07210033438号	令和 2年 2月25日 令和 9年 2月 8日
	産業廃棄物処分業 第07220033438号	平成29年 1月23日 令和 6年 1月22日
めらりサイクル(株) 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号	令和 4年12月22日 令和 9年12月17日
和歌山代用燃料(株) 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
和歌山プレス(株) 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス㈱	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル㈱	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
6	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
7	㈱明光	総田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
8	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
9	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
10	㈱玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出 島478番地の11	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
11	赤井工業㈱	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	鉱業・採石 業・砂利採取 業
12	㈱ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業
13	㈱大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
14	㈱クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
15	㈱ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業
16	㈱イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・ リサイクル業
17	㈱エビスわかやま	海田 周治	和歌山市 西浜1660番地13	R2. 8. 20	0013125	廃棄物処理・ リサイクル業
18	㈱和歌山建材リサイクル センター	東 宗弘	和歌山市 西浜1660番地331	R4. 8. 19	0013673	建設業（設備 工事業を含む）



株式会社 大瀧商店

代表取締役 大瀧吉宏

〒649-6421 和歌山県紀の川市田中馬場 127-7

TEL : 0736-77-7449

FAX : 0736-77-7549



【第22回『わかやま環境大賞』を受賞しました】

第22回『わかやま環境賞』に応募したのは、応募書類がたまたま目に入り、当社がどのような事をしているのか、少しでも社会に認知してもらえればとの軽い気持ちで応募しました。その結果が『わかやま環境大賞』という事で大変驚いています。

他の受賞者の方々の内容を聞いていると、和歌山県もサーキュラーエコノミーへの取組に力を入れており、当社が目指す「廃材×ものづくり」という部分が高評価を得たのではないかと考えています。

当社は今回の受賞を励みに、今後も廃材を利用した新しい製品を開発し、より良い製品を作る事で地域社会に貢献出来ると信じて突き進みたいと思います。

《当社の取組》

当社は主に廃プラスチックのリサイクルを得意とし、マテリアルリサイクル可能な物はリペレット化、それ以外は製鉄所向けの製鋼副資材に加工し、高炉メーカー及び電炉メーカーに製品として販売しています。

製鋼副資材に利用出来る廃棄物は、塩素が高い焼却向けの廃プラ、製鉄に影響の出ない物であれば汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等も利用可能で、当社の製鋼副資材の用途は高炉メーカー向けの場合は製鉄を行う際の成分調整時に発生する不純物の泡を押さえる為の消泡剤のような役割で利用されます。

電炉メーカー向けについては主に鉄の強度を上げる為にコークスを利用していましたが、このコークスの代替品として当社の製品が利用されています。

また、各製鉄所の要望に合わせて成分調整を行う事が出来る為、どの製鉄所でも使える製品を作り、作る技術に経済合理性を持たせる為に、主な材料は廃棄物から選定するように心がける事で、カーボンニュートラルを推進します。



6-⑧ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	㈱和秋建設	前田 純	〒640-8017 和歌山市北新戎ノ丁22	073- 463-0748	収集運搬業	県 03000231653
2	紀北造園土木㈱	小嶋 康敬	〒649-6561 紀の川市荒見563	0736- 73-3492	収集運搬業 中間処理業	県 03001066052 県 03021066052
3	英和興業㈱	廣田 美里	〒649-2521 西牟婁郡白浜町大古537-126	0739- 87-2028	収集運搬業	県 03006212672
4	㈱福山林業	福山 武夫	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見2838-1	0739- 34-3110	収集運搬業	県 03006219020
5	南青㈱	阪本 芳弘	〒649-2201 西牟婁郡白浜町堅田2760-39	0739- 33-2270	収集運搬業	県 03006227016

賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	㈱オクトモリース	奥 智勝	〒649-6553 紀の川市深田51-7	0736- 73-6688	建設機械器具のレンタル・ 販売・修理・買取

6-⑨ 協会への入会の勧誘

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

○入会のメリット

社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

建設業の経営事項審査の加対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇

〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553

E-mail:wasanpai@sanpai.com URL:http://wakayama.sanpai.com

6-⑩ 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和 年 月 日

申請年月日 令和 年 月 日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会
会長 松田美代子様

FAXでお申し込みください。(FAX番号:073-424-5553)

6—⑪ 全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

○令和5年第1回理事会

開催日：令和5年1月31日（火）

場 所：協会会議室

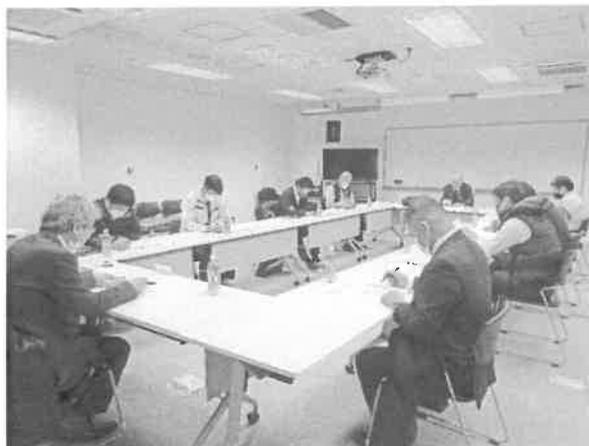
議 題：（1）令和4年活動報告並びに令和4年収支決算報告について
（2）令和5年活動計画案並びに令和5年収支予算案について
（3）その他

○第14回通常総会

開催日：令和5年2月24日（金）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4階 視聴覚室

議 題：第1号議案 令和4年活動報告並びに決算報告について
令和4年監査報告
第2号議案 令和5年活動計画案並び予算案について
そ の 他 全国産業資源循環連合会政治連盟報告等



全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い!

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志(令和5年6月13日現在117名)による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくをお願いいたします。

てき丸くんからのお願い!



会員数（令和5年7月31日現在）

	正会員数
紀北支部	37
和歌山支部	73
海南・有田支部	29
御坊・田辺支部	57
紀南支部	19
合計	215

	賛助会員数
合計	14



じゅんかんわかやま VOL. 50

令和5年8月

発行人 松田 美代子
企画・編集 和田 年晃
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647

